

○公益財団法人岡山市ふれあい公社契約事務処理規則

令和3年2月2日  
財団規則第19号

改正 令和4年2月15日 財団規則第21号

改正 令和4年2月18日 財団規則第22号

改正 令和6年1月 1日 財団規則第14号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 一般競争入札

第1節 一般競争入札の参加手続等(第3条―第5条)

第2節 入札保証金(第6条―第10条)

第3節 入札及び落札(第11条―第18条)

第3章 指名競争入札(第19条―第21条)

第4章 随意契約(第22条―第25条)

第5章 契約の手続等(第26条―第31条)

第6章 監督及び検査(第32条―第35条)

第7章 物品の売却の特例(第36条―第40条)

第8章 補則(第41条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人岡山市ふれあい公社(以下「財団」という。)が締結する売買、賃借、請負その他の契約について、公正性、透明性、競争性を確保し、適正かつ円滑に事務を処理するために必要な事項を定めるものとする。

(契約担当者)

第2条 理事長は、契約事務の処理を行わせる者として契約担当者を置くことができる。

## 第2章 一般競争入札

### 第1節 一般競争入札の参加手続等

(一般競争入札の参加者の資格)

第3条 理事長及び契約担当者(以下「契約担当者等」という。)は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当するものを参加させることができない。

(1) 法人およびその役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)であると認められる者

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる者

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたと認められる者

(4) 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(5) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(6) 役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

(7) 前各号に掲げる他、財団に著しい損害を与える等、契約の相手方とすることが不適當と認められる者

2 契約担当者等は、次の各号に該当する者を、その事実があった後3年間を限度として、一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に修繕若しくは製造等を粗雑にし、又は物件の品質若し

くは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 第32条に定める監督又は第33条に定める検査の実施に当たり財団職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(7) 第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 理事長は、前項に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

(有資格者名簿)

第4条 一般競争入札に参加しようとする者は、岡山市の一般競争(指名競争)入札参加資格の有資格者名簿及び小修繕業者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登載されていなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、必要があると認めるときは、別に入札参加に必要な手続を定めることができる。

(一般競争入札の公表)

第5条 契約担当者等は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算して15日前までに次の事項を公表するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を7日までに短縮することができる。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(3) 契約条項を示す場所

(4) 入札執行の場所及び日時

- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) その他入札に関し必要な事項

2 前項の規定にかかわらず，契約担当者等は，建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「工事」という。)に係る請負契約にあつては，建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条第1項に規定する見積期間を置くものとする。

3 第1項に規定する公表は，インターネット上の財団のホームページに掲載して閲覧に供する方法により行うものとする。

## 第2節 入札保証金

(入札保証金)

第6条 契約担当者等は，一般競争入札により契約を締結しようとするときは，その競争に参加しようとする者をして，その者の見積る契約金額(単価による入札にあつては，契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。

2 再度入札の場合においては，初度の入札に対する入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)の納付をもって，再度入札における入札保証金の納付があつたものとみなす。

(入札保証金に代わる担保)

第7条 入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は，次のとおりとする。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 銀行又は契約担当者等が确实と認める金融機関(出資の受入れ，預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)が振り出し，又は支払保証をした小切手
- (4) 銀行又は契約担当者等が确实と認める金融機関が引き受け，又は保証若しくは裏書した手形
- (5) 銀行又は契約担当者等が确实と認める金融機関に対する定期預金債権

(6) 銀行又は契約担当者等が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証

2 前項の担保の価値は、額面全額とする。

3 第1項の担保の提供の手続及び処分の方法については、理事長が別に定める。

(入札保証金の納付)

第8条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)を入札執行前までに財団に納付し、その証明を受けなければならない。

(入札保証金の納付の減免)

第9条 契約担当者等は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に財団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 一般競争入札に参加しようとする者が、第4条に規定する資格を有しており、過去3年の間に、財団との間で締結した契約を履行しないこと、財団から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の返還)

第10条 契約担当者等は、入札が終了したとき、又は入札を中止し、若しくは取り消したときは、入札保証金を返還するものとする。ただし、落札者の入札金は、落札者が契約を締結した後に返還するものとする。

2 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

3 入札保証金には、利子を付さない。

### 第3節 入札及び落札

(予定価格の決定)

第11条 契約担当者等は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、

設計書等によって予定し、その予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含んだものとする。以下同じ。)を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に備えなければならない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。

ただし、一定期間継続して実施する製造、修理、加工、売買、供給、役務の提供、使用等の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札の方法)

第12条 契約担当者は、入札に参加する者に対して、入札(見積)書に必要な事項を記入させ、記名押印のうえ指定の場所へ指定の日時まで自ら提出させなければならない。

(入札の代理)

第13条 契約担当者は、代理人の入札を認めようとするときは、入札開始前に委任事項等が明確に記載された委任状を提出させなければならない。

2 前項の代理人は、2人以上の入札者を代理させることができない。

3 入札者を他の入札者の代理人とさせることができない。

(入札の拒否)

第14条 契約担当者は、入札に際し不正又は妨害の行為のおそれがあると認められる者の入札を拒否し、入札場外に退去させることができる。

(入札の変更、取消し等)

第15条 契約担当者は、必要があると認めるときは、すでに公表に付した事項の変更若しくは入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができる。

(入札の無効)

第16条 契約担当者は、入札者の入札が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札を無効としなければならない。

(1) 一般競争入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者がした入札

(3) 入札方法に違反して行われた入札

- (4) 第13条の規定に違反する代理人がした入札
- (5) 入札書に記名押印がない入札
- (6) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (7) 同一入札事項について同一人が同時に2通以上の入札書を提出した入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) 入札価格の内訳書の提出を求められた場合において、指定された期限までに所定の  
内訳書を提出しない者がした入札
- (10) 入札後落札者を決定するまでの間に、岡山市から岡山市指名停止基準(以下「指名  
停止基準」という。)に基づく指名停止又は指名留保(以下「指名停止等」という。)を受  
けた者がした入札(当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものであ  
る場合に限る。)
- (11) その他この規則又は別に定める入札条件に違反してなされた入札  
(入札参加情報の確認及び落札者の決定)

第17条 契約担当者は、一般競争入札に付する場合においては、予定価格の範囲内で最低の  
価格をもって入札した者(以下、「落札候補者」という。)を決定するとともに、当該落札候  
補者の入札参加者情報について確認を行い、後日において落札者を決定する旨を宣言し、開  
札を終了する。

- 2 契約担当者は、落札候補者に一般競争入札参加者情報確認申請書(様式第1号)を開札終  
了後速やかに提出させ、当該落札候補者の参加者情報の確認を行うものとする。
- 3 前項の確認の結果、落札候補者が第4条の規定に定める資格を満たしているときは、当  
該落札候補者を落札者として決定する。
- 4 第2項の確認の結果、落札候補者が第4条の規定に定める資格を満たしていないときは、  
当該落札候補者の決定を取り下げる。
- 5 契約担当者は、前項の規定に基づき落札候補者の決定を取り下げた場合、他の入札者の  
うち予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者(以下「次順位者」という。)から  
第4条の規定に定める資格を満たす者が確認できるまで、順次、第2項の規定による確認  
を行うものとする。

6 契約担当者は、落札者を決定したときは、口頭又は書面をもってその旨を落札者に通知しなければならない。ただし、落札決定の通知後、落札者が第26条に定める契約書の作成期日までに契約を締結しなかった場合においては、次順位者を落札候補者とすることができる。

7 財団が物品等の売却又は貸付を行う場合においては、前各項中「最低の価格」とあるのは「最高の価格」と読み替えるものとする。

(契約審査委員会)

第18条 契約の適否の判断等に関する事務を処理させるため、契約審査委員会を置く。

2 前項の契約審査委員会の所掌事務その他必要な事項は別に定める。

### 第3章 指名競争入札

(指名競争入札)

第19条 指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 修繕又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

(2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

(3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

2 第3条第1項及び第4条、第6条から第16条及び第18条の規定は、指名競争入札の参加者について、これを準用する。

3 理事長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格を別に定めるものとする。

(指名競争入札参加者の指名及び通知)

第20条 契約担当者等は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、原則として5人以上の入札参加者を指名しなければならない。

2 前項の場合において、契約担当者等は、第5条に規定する事項のうち入札について必要な事項をその指名する者に入札期日の前日から起算して3日前までに通知しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を1日までに短縮することができる。

3 第5条第2項の規定は、建設業法の適用を受ける工事請負の見積期間にこれを準用する。

(指名競争入札における落札者の決定)

第21条 契約担当者は、指名競争入札に付する場合には、契約の目的に応じ予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 契約担当者は、落札者を決定したときは、口頭又は書面をもってその旨を落札者に通知しなければならない。ただし、落札決定の通知後、落札者が第26条に定める契約書の作成期日までに契約を締結しなかった場合においては、落札決定を取り消し、次順位者を落札者とすることができる。

3 財団が物品等の売却又は貸付を行う場合においては、前各項中「最低の価格」とあるのは「最高の価格」と読み替えるものとする。

#### 第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合の額)

第22条 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 次に掲げる契約の種類に応じ、予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)がそれぞれに定める額の範囲内であるとき。

- |                  |       |
|------------------|-------|
| ① 修繕又は製造その他の請負   | 250万円 |
| ② 財産の買入れ         | 160万円 |
| ③ 物件の借入れ         | 80万円  |
| ④ 財産の売払い         | 50万円  |
| ⑤ 物件の貸付け         | 30万円  |
| ⑥ 前各号に掲げるもの以外のもの | 100万円 |

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、財団が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第27項に規定する地域活動支援センター(以下この号において

「地域活動支援センター」という。), 同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護, 同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約, 障害者支援施設, 地域活動支援センター, 障害福祉サービス事業を行う施設, 小規模作業所, 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から役務の提供を受ける契約, 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から受ける契約をするとき。

(4) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

- (5) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (6) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (7) 競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度入札に付して落札者がいないとき。
- (8) 落札者が契約を締結しないとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、契約の手續に公正性及び合理性が確保され、財団に有益であると理事長が認めたとき。

(予定価格の決定)

第23条 契約担当者等は、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第11条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、予定価格が30万円を超えないものにあつては、第11条第1項の規定による予定価格を記載した書面を省略することができる。

(見積書の徴取)

第24条 契約担当者等は、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を1人のものからとすることができる。

- (1) 予定価格が、修繕業務については15万円未満、その他のものについては10万円未満であるとき。
- (2) 契約の性質又は目的により、契約の相手方を特定せざるを得ないとき。
- (3) 緊急を要するとき。
- (4) 国、地方公共団体その他の公法人(これらに準ずる者を含む。)と直接に契約をするとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、契約の手續に公正性及び合理性が確保され、財団に有益であると理事長が認めたとき。

(競争入札に関する規定の準用)

第25条 第3条、第4条、第18条及び第21条の規定は、随意契約の場合にこれを準用する。

## 第5章 契約の手続等

### (契約書の作成期日)

第26条 契約担当者等は、契約の相手方を決定した場合は、決定した日から7日以内に契約書を作成のうえ、記名押印しなければならない。ただし、7日以内に契約書を作成することができないと認められる特別の理由があるときは、この限りでない。

### (契約書の記載事項)

第27条 前条の契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) 契約不適合責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

### (契約書作成の省略)

第28条 契約担当者等は、第26条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が130万円未満の契約をするとき。ただし、リース契約及び賃貸借契約については単年度契約(契約更新があるものを除く)の場合に限る。
- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (3) 物品を買い入れる場合において、その物品を引き取り、即時に代金を支払うとき。
- (4) 国、地方公共団体その他の公法人(これらに準ずる者を含む。)と契約するとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、随意契約による場合において、契約書を作成することが困難又は不相当と認められるとき。

2 前項第1号又は第5号の規定により契約書の作成を省略したときは、当該契約について必要な事項を記載した請書(様式第2号から第5号)を徴するものとする。この場合において、契約金額が10万円未満の契約(工事の請負契約を除く。)については、見積書をもって請書に代えることができる。

(契約保証金)

第29条 契約担当者等は、契約の相手方に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、第26条に定める契約書の作成期日までに、当該契約に係る契約保証金を納めさせなければならない。

(1) 契約金額が250万円以上であるとき。(リース契約及び賃貸借契約を除く)

(2) 有資格者名簿に登載されていない者と契約をする場合において、その者が過去に正当な理由なく契約を履行しなかったことがあるとき。

2 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とする。

3 前項の規定にかかわらず、単価による契約にあつては、契約保証金の額は次のとおりとする。

(1) 物品の買入れ又は製造の請負にあつては、1月分の予定数量と1回分の予定数量とを比較して、いずれか多い方の数量を契約金額に乗じて得た額の100分の10以上

(2) 前号以外にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上

4 5年を超える長期にわたる契約であるときは、契約保証の期間を分割することができるものとし、契約保証の期間を分割した場合には前保証期間の終期までに契約期間を更新した契約保証を提供しなければならない。この場合の契約保証金の額は、契約金額から既済部分を控除して得た額の100分の10以上とすることができる。

5 前項の契約期間の更新を行う場合は、第1項の規定にかかわらず、契約保証金を前保証期間の終期までに納めさせなければならない。

6 契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は第7条第1項各号に定めるものとし、その担保価値は第7条第2項の規定により算定した額とする。

7 前項の担保の提供の手続及び処分の方法については、理事長が別に定める。

8 契約保証金には、利子を付さない。

(契約保証金の納付の減免)

第30条 契約担当者等は、前条第1項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する

ときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に財団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事保証契約を締結したとき。
- (3) 国、地方公共団体その他の公法人(これに準ずる者を含む。)と直接に契約を締結するとき。
- (4) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取る時。
- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (6) 物品の買入れ及び製造の請負契約において、契約の相手方を決定した日から納期までの期間が30日以内であるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約の相手方の死亡等)

第31条 契約担当者等は、契約の相手方が死亡し、又は資格を喪失したときは、その遺族又は利害関係人に、死亡又は資格喪失後7日以内にその旨を届け出させなければならない。ただし、正当な理由があると認められるときは、特に延長することができる。

## 第6章 監督及び検査

(監督)

第32条 契約担当者等は、契約の履行を確保するため、必要があるときは監督員を置き、監督させることができる。

(検査の委任)

第33条 契約担当者等は、契約の履行を確認するため、必要があるときは検査員を置き、検査させることができる。また、検査員以外の者に検査を委嘱することができる。

(検査の方法)

第34条 契約の適正な履行を確保するため、検査員と監督員は兼務してはならない。

(検査報告書の作成)

第35条 検査員は、検査の終了後、検査記録に基づき、検査報告書を作成するものとする。ただし、契約金額が10万円未満であるとき、又は契約期間が1年以上で賃借料に変動がない賃貸借もしくはリース契約については、検査報告書の作成を省略することができる。

第7章 物品の売却の特例

(物品の引き取り)

第36条 契約担当者等は、物品の引き渡しまでに売却代金を買受人に完納させるものとする。ただし、契約に特別の定めのある場合は、この限りでない。

(物品の引き取り等に対する異議)

第37条 契約担当者等は、その契約締結後又は引き取りに際し、物品の内容について、買受人から異議が出ないように説明しなければならない。その数量に異動を生じたときは、契約担当者等は、相当額を減額し、引き取らせることができる。

(引き取り期限の制限)

第38条 契約担当者等は、物品の買受人が引き取り期限内に引き取らないときは、さらに期限を定めて引き取りをさせるものとする。

2 契約担当者等は、物品の買受人が前項の期限内に引き取らないときは、これを他に移動し、又は保管を委託することができる。この場合において、その要した費用は、買受人の負担とする。ただし、天災その他正当な事由により引き取ることができないと認められるときは、この限りでない。

(引き取り費用)

第39条 物品の引き取りに要する一切の費用は、契約に特別の定めがある場合を除き、物品の買受人の負担とする。

(物品の解体条件付売払い)

第40条 契約担当者等は、物品の処理方法について、解体等の条件を付すことができるものとする。

第8章 補則

(委任)

第41条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年2月2日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規則の施行日において、契約事務を行っているもの及び契約を締結しているもの並びに令和3年3月31日までの間に契約の相手方による履行が完了するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年財団規程第21号）

- 1 この改正は、令和4年2月15日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正の施行日において、契約事務を行っているもの及び契約を締結しているもの並びに令和4年3月31日までの間に契約の相手方による履行が完了するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年財団規程第22号）

- 1 この改正は、令和4年2月18日から施行する。

附 則（令和5年財団規程第14号）

- 1 この改正は、令和6年1月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

公益財団法人岡山市ふれあい公社  
理事長 殿

一般競争入札参加者情報確認申請書

下記の入札について、公益財団法人岡山市ふれあい公社契約事務処理規則第17条第2項の規定により申請します。

記

1. 入札日
2. 件名
3. 履行場所
4. 岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格の有資格者名簿及び小修繕業者名簿への登載状況について
  - (1) 該当する部門(複数該当する場合は全てにチェック)  
建設工事 測量、建設コンサルタント業務等 役務 物品・食料品 小修繕
  - (2) 有資格者名簿登載期間： 年 月 日まで
5. 担当者連絡先
  - (1) 担当者所属・氏名
  - (2) 電話番号
  - (3) F A X 番号

以上

上記申請内容について事実と相違ないこと、並びに弊社が公益財団法人岡山市ふれあい公社契約事務処理規則第3条第1項に該当しない者であることを誓約します。

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

# 請 書

収入印紙

- 1 件 名
- 2 履 行 場 所
- 3 履 行 期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 4 契 約 金 額 金 円  
(内消費税及び地方消費税額 円)
- 5 業 務 内 容 別紙仕様書のとおり
- 6 契 約 保 証 免 除
- 7 請 求 条 件 財団の検査に合格したときは、代金の支払を請求する。
- 8 支 払 方 法 財団は請求を受けた日の属する月の翌月末までに支払う。

上記の通り請け負います。については、関係書類(設計書, 仕様書, 図面)及び現場承諾のう  
え期間内に完成することを引き受けます。

年 月 日

公益財団法人 岡山市ふれあい公社理事長 様

受 注 者 住 所

氏 名

## 請書(単価契約)

収入印紙

- 1 件 名
- 2 履行場所
- 3 履行期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 契約金額 (1)契約単価 金 円 ( 当り)  
(2)予定総金額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円) 以内
- 5 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 6 契約保証 免 除
- 7 請求条件 財団の検査に合格したときは、代金の支払を請求する。
- 8 支払方法 財団は請求を受けた日の属する月の翌月末までに支払う。  
代金の計算方法は、毎回数量が確定した段階において、契約金額に確定数量を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

上記の通り請け負います。ついては、関係書類(設計書, 仕様書, 図面)及び現場承諾のう  
え期間内に完成することを引き受けます。

年 月 日

公益財団法人 岡山市ふれあい公社理事長 様

受注者 住所

氏名

印

## 物品供給(製造)請書

- 1 件 名
- 2 納 入 場 所
- 3 納 入 期 限 年 月 日まで
- 4 規格及び数量 別紙仕様書のとおり
- 5 契 約 金 額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
- 6 契 約 保 証 免 除
- 7 請 求 条 件 財団の検査に合格したときは、代金の支払を請求する。
- 8 支 払 方 法 財団は請求を受けた日の属する月の翌月末までに支払う。

上記により物品を供給(製造)します。については、関係書類(設計書, 仕様書, 図面) 並びに見本等承諾のうえ納入期限内に納入することを引き受けます。

年 月 日

公益財団法人 岡山市ふれあい公社理事長 様

供給(製造)者 住所

氏名

印

## 物品供給(製造)請書(単価契約)

- 1 件 名
- 2 納入場所
- 3 納入期限 令和 年 月 日まで
- 4 規格及び数量 別紙仕様書のとおり
- 5 契約金額 (1)契約金額 金 円 ( 当り)  
(2)予定総金額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円) 以内
- 6 契約保証 免 除
- 7 請求条件 財団の検査に合格したときは、代金の支払を請求する。
- 8 支払方法 財団は請求を受けた日の属する月の翌月末までに支払う。  
代金の計算方法は、毎回数量が確定した段階において、契約金額に確定数量を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

上記により物品を供給(製造)します。については、関係書類(設計書、仕様書、図面)並びに見本等承諾のうえ納入期限内に納入することを引き受けます。

年 月 日

公益財団法人 岡山市ふれあい公社理事長 様

供給(製造)者 住所

氏名

印